

②

養老・療疾・孤児寡婦保険制定に関する件

本部

主 文

老齡、療疾、及び寡婦孤児等の社會的一般的災害に對する何等の保護法を待たずしては、労働者にとつてその生活を維持する動機せしめる危險な問題であるに鑑み、政府は即時其の対策を樹立すべきことを吾々は要求する。

理 由

日本に於いては現在労働者大衆の災害及び老齡者に對する保護施設は絶無であると言つてよい、僅に工場法令に極めて中訳的な災害に對する規定があるのみだ、これは労働者の生活を總括に不安に著し入れらるもつた、そこでこの種、保険制度は即時実施すべきである。

要 綱

兼物給付

- (一) 被保険者及びその家族のため医療機關の設備完成
- (二) 其の豫防法完備

被保険者 日本人の労働者

保険の性質 強制保険

保険の給付種別

- (一) 五十五才以上の年齡退職労働者
- (二) 傷病、療疾労働者
- (三) 主要労働者を失つた寡婦、十五才以下の孤児

追加(一) 老齡、療疾者にして常時扶助を要するものには増額

追加(二) 病氣の遺族には増額

追加(三) 一時拂年金制を認む

保険料

失業期間中は免除

徴兵應募中は免除

保険事務

凡ての保険事務は一切健全なる労働組合に委託すること

保険基金管理機關